道路高架下の無許可占用物件の把握漏れについて

1 概 要

令和2年5月、「動く歩道」(中区桜木町1丁目1番地の53) 高架下の施設について、使用実態の把握が不十分だったことから、道路占用許可を行わないまま(一財)神奈川県タクシーセンターが使用していたという事実が判明しました。この件を受け、(一財)神奈川県タクシーセンターに聞き取り調査を行ったところ、同様の事案が横浜駅東口及び戸塚駅東口にあることが判明しました。

このような不適切な取扱いがあったことを深くお詫びするとともに、今後、類似案件がない か調査を行い、再発防止に向けた取組について徹底してまいります。

2 今回判明した案件

(1) 横浜駅東口

場		所	新高島橋Bランプ桁下倉庫(横浜駅東口ポルタタクシー乗り場脇)
使 月	状	況	タクシー誘導員の詰所 (着替え、休憩スペース)
使用開始時期			昭和56年11月頃
使 月	面	積	約14.6 平方メートル

(2) 戸塚駅東口

場	戸塚駅東口歩道橋階段下倉庫(戸塚駅東口ペデストリアンデッキ下)				
使 用 状 況	タクシー誘導員の詰所(着替え、休憩スペース)				
使用開始時期	平成3年2月頃				
使 用 面 積	約1.9平方メートル				

3 今後の対応

(一財)神奈川県タクシーセンターに対し、消滅時効により請求できない利得分を除き、過去10年間分の道路占用料相当額(横浜駅東口:約180万円、戸塚駅東口:約12万円)を、不当利得として民法第703条に基づき本市への返還を求めていくことで調整しています。

再発防止に向け適切な施設管理を徹底していくとともに、現在、同様の事案の有無について、 全土木事務所で緊急点検を実施しており、点検結果に基づき必要な対応を行ってまいります。

【参考】動く歩道

場			所	動く歩道監視室内倉庫
使	用	状	況	タクシー誘導員の詰所(着替え、休憩スペース)
使	用	期	間	平成2年11月(道路局所管後)から令和2年6月末まで
使	用	用 面 積 約11.2平方メートル		
今後の対応			応	令和2年6月30日に退去済み。10年分の占用料相当額、約120万円を請求

	お問合せ先
道路局管理課長	山本 哲郎 Tel 045-671-3525